

神戸市手数料条例施行規則の一部改正について（概要）

1. 改正の趣旨

神戸市では、家庭から排出される大型ごみを市が収集し、運搬し、処分する際の手数料（以下「大型ごみ処理手数料」という）は、インターネットや電話等での申込後、神戸市大型ごみ処理手数料納付券（シール券）の購入時に徴収することとしています。

平成30年度からインターネット受付を開始していますが、現在、インターネットを利用して申込まれる方が全体の4割程度を占めるようになってきていることから、この度、さらなる市民の利便性向上を図るため、これまでのシール券の購入による方法に加えて、オンラインでのキャッシュレス決済（クレジットカード・ID決済）を導入します。

2. 改正案の概要

神戸市手数料条例施行規則のうち、大型ごみ処理手数料の徴収の時を定める条文を、インターネットでのキャッシュレス決済（クレジットカード・ID決済）に対応できるように一部改正します。

3. 施行予定日

令和3年8月1日（日）

現在



8月1日以降（予定）

現在の方法に加えて、オンラインでの支払いができるようになります。

